

# 銀行の自己資本規制と信用秩序維持

岡 部 政 昭

## 1. 金融自由化とオーバー・プレゼンス

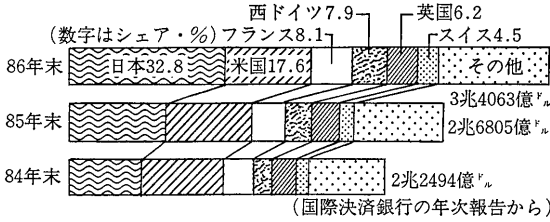
わが国の金融自由化・国際化が本格的に始動し始めたのは昭和50年代に入ってからである。55年の新外為法の制定、更には59年の日米円・ドル委員会報告と、この10年間は、まさに金融開国の名に相応しいほどにわが国の金融自由化・国際化が目覚ましい勢いで進展した時代であった。銀行・証券等わが国金融機関の海外進出は短期間のうちに飛躍的な増加を示し、金融機関の国際業務も急テンポで拡大した。以上のような金融自由化・国際化の背景にある要因として次の3つをあげることができる。

第一は、わが国の実物経済が自由世界第2位の規模と実力を勝ち得たことにより、日本経済の国際的地位が急速に向上したことである。日本企業は国内経済の低成長下にあって、その成長と存続の活路を広く海外に求めて活発な海外進出を図った。企業による海外現地法人の設立や、グローバルな視点による事業展開は、単に製造企業の経済活動ばかりでなく、その活動を支援する金融機関の海外業務の拡大と国際化を必然化させるものであった。

第二に、国債の大量発行とそれに伴う国債流通市場の急激な拡大、企業の余資増大とその運用、更には低コストによる資金調達のための海外市場での外貨建起債の増加や各種金融手段の開拓などが、単なる金融機関の業務拡大に止まらず、金融の自由化・国際化へと繋がる大きな契機となった。

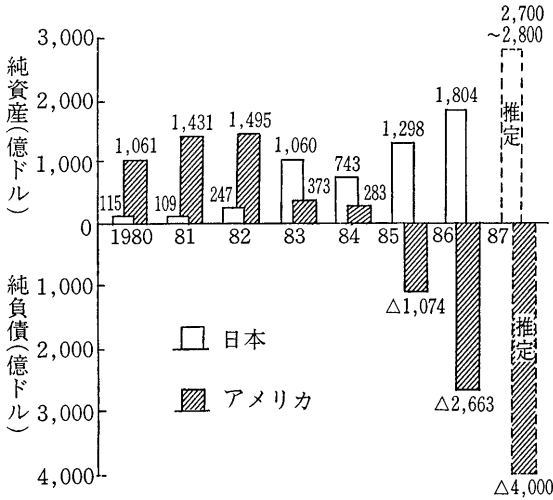
第三に、情報・通信分野における科学・技術の著しい発展とその利用可能性の増大がある。それは、金融業務の国際化の進展を加速化し、更には

図1-1 各国別銀行の対外資産の伸び



(出所) 日本経済新聞, 昭和62年6月20日

図1-2 日米の対外純資産残高



(出所) 斎藤精一郎 [1], p.25.

金融サービスの質的向上を促進した。国際間での資金移動とそれに伴う金利裁定の活発化や24時間ディールングへの移行など、金融業務の規模は急激に拡大しており、東京はいまやニューヨーク、ロンドンとともに世界の三大金融センターの一つに数えられるに至っている。

金融の自由化・国際化の飛躍的な進展の中で、昭和61年、わが国は対外純資産1,800億ドルを記録した。アメリカは60年末、すでに71年ぶりに対外純債務国へと転落しており、日本は文字通り世界一の債権国、金融大国へとの上昇がった(図1-1および図1-2)<sup>1)</sup>。この結果、巨大な金融チャ

ンスに引かれて東京市場に世界の金融機関が吸い寄せられた。近年の銀行・証券外資の対日進出ラッシュはその間の事情を明瞭に物語っている。しかし、金融機関の海外活動の攻勢は日本の銀行・証券の方が一層積極的で目覚ましい。その活躍は国際金融市場で一段と目立つ存在である。図1-3は日米英相互の間の銀行・証券・生保の進出状況を示したものである。そこではとくに、日本の金融機関の対米、対英進出が、米国、英国からの対日進出に比べて圧倒的に上回っている点が注目される。

日本の金融機関の海外進出は数の上ばかりか、その行動面でもまた目立つ。欧米の金融機関からは「日本は国内市場は閉鎖したまま、海外では低利でシェアを広げている」という批判の声すら聞かれる。例えば、昭和62年4月15日の日本経済新聞は、ノンバンク・バンクとして金融分野への進出を図っている小売業シアーズ・ローバックが、1987年3月「シアーズ報告」を作成、その中で日本の銀行について詳細な実態調査を行ったことに触れている。

同報告書によれば、預金量でみた世界のトップ・バンク10行中、7行が

図1-3 日米英間の銀行・証券・生保の進出状況  
(大蔵省などの調べ)

米国へは  
(日系)

〈銀行〉	支店	……28行71店
	現法	……29行
	事務所	……53行
〈証券〉	支店	……11社24店
	事務所	……5社
〈生保〉	現法	……30社

(米系)  
日本へは  
(英系)

〈銀行〉	支店	……19行29店
	現法	……6行
	事務所	……17行
〈証券〉	支店	……12社14店
	事務所	……24社
〈生保〉	現法	……8社

〈銀行〉	支店	……5行7店
	現法	……1行
	事務所	……12行
〈証券〉	支店	……14社14店
	事務所	……19社
〈生保〉	ゼロ	

英国へは  
(日系)

〈銀行〉	支店	……23行23店
	現法	……21行
	事務所	……16行
〈証券〉	現法	……22社
	事務所	……3社
〈生保〉	現法	……19社

(注) 銀行は86年12月末現在。証券、生保は87年3月末現在。日本の生保の米英進出はパナマ、ルクセンブルクなどのタックスヘイブン国を含む。

(出所) 日本経済新聞、昭和62年4月15日

日本の銀行であり、日本の四大証券はユーロ債引受け幹事件数でトップ10にはいる。しかし日本の金融市場における外銀の資産シェアは5%にすぎない。更に米国地方債の保証業務の80%は外銀であり、中でも日本勢が中心であること、などが指摘された。そして日本の銀行の強みは比較的緩やかな自己資本規制、薄い利鞘でのシェア拡大、それに「ザイバツ」や「ケイレッツ」による銀行と産業界の強固な結び付きであるとされた。

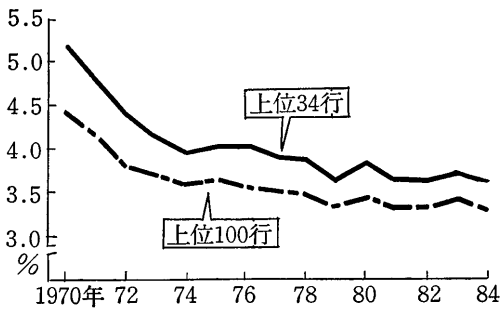
「シアーズ報告」は、もともと在米外国銀行の米国内での活動規制を狙ってシアーズのロビイストがワシントンの議員に大量に配布したものとされる。それは、多分に政治的な色合いをもった報告書として、米金融界や米議会に対し、日本の金融機関の攻勢に対する憂慮と牽制を喚起しようとするものであった。実際、上述の諸点は「シアーズ報告」に限らず、広く欧米の金融界、経済界に散見される日本の銀行・証券会社に対する共通の認識であり、また批判点でもあった。

日本の対外純資産の規模や金融大国としてのその存在は、シェア拡大に凌ぎを削り、従って欧米の銀行からすればやや強引にみえる日本の金融機関の「派手な」海外進出イメージとダブルことによって、国際金融市場での日本の「オーバー・プレゼンス」として、いたずらに欧米の対日批判を煽る結果に終わっている。実際、欧米側からみれば、日本の金融機関は緩やかな規制や保護の下で、競争上きわめて有利な条件で国際市場に参入していると映った。日本との競争条件を早急に整備しなければますます不利な立場に追い込まれるという一種の焦燥感が対日批判の根底に見え隠れしている。国際金融市場における、そのような日本の金融機関の「目立ちすぎ」に対して欧米から寄せられた批判は、国際金融摩擦として新たな火種を生み、その摩擦の焦点に銀行の自己資本規制問題を浮上させたのである<sup>2)</sup>。

銀行の自己資本比率については、近年、欧米先進諸国の金融当局の指導によって規制ないし改善への動きが強まっている。1970年代、世界の主要銀行は、その急速な業容拡大によって、健全性指標としての自己資本比率

の趨勢的な低落を招いた(図1-4)<sup>3)</sup>。その後1980年代にはいると、ラテン・アメリカの累積債務国問題の顕在化など国際金融不安が高まったこともあり、銀行経営の健全性確保に絡めて自己資本充実への指導強化へと繋が

図1-4 世界の主要銀行の自己資本比率の推移  
〔(資本金+内部留保)/総資産〕



(出所) 日本経済新聞「経済教室」, 昭和60年10月30日

った。更に、そのような金融破綻に対する深刻な危機に加えて、近年の金融自由化・国際化の進展に伴う海外金融取引の増加や競争の激化は、国際金融関係の相互依存や緊密さを高める一方、世界的な信用秩序の混乱ないしは金融危機へと繋がる危険性を絶えず孕んでいた。カントリー・リスクをはじめ、金利、為替変動のリスクや資金調達リスクなど各種リスクをコントロールするためのキメ細かなリスク管理が、厳しい環境下でますます多くの関心を集めることになった。資産ないし預金等の負債に対して一定比率以上の自己資本保有を求めた欧米主要各国の措置や指導は、そういった銀行経営の健全性維持の趣旨に沿った対応であった。

銀行の自己資本規制に対する世界の趨勢と共通認識に対して、わが国の反応は当初必ずしも肯定的なものではなかった。銀行の健全性維持という総論には賛成であっても、自己資本比率の算定方式のような各論ではかなりの異論も出た。しかし国際金融市場という共通の土俵においては、銀行の健全性の視点に加えて邦銀の量志向的行動とそのオーバースプレゼンスが、一種の感情論をも交えて対日批判の切っ掛けとなり、金融摩擦の原因をつくったこともまた確かであった。もとより、日本の金融システムは日本固有の伝統と歴史の中で構築されてきたものであり、その意味では欧米の価値基準や認識とは違ったある種の「特殊性」があることも確かである。

しかし、金融の自由化・国際化の大勢の中では、欧米の考え方と日本の主張のどちらが現実的で説得力があるかはすでに自明といわなければならない。日本独得の論理や「常識」が、従来の経済摩擦への対処と同一の論法で使われる限り、日本の金融当局の国際感覚は厳しく問われることになりかねない。

- 1) わが国が直面している金融の自由化・国際化の現状については、例えば齋藤 [1] pp.24~25, また中村明雄 [12], 横内 [11]などを参照。
- 2) 『金融財政事情』昭和62年7月20日号, 『日経ビジネス』1987年12月7日号参照。
- 3) 岩崎 [14]。

## 2. 自己資本比率規制の経緯

銀行経営の健全性確保のため、従来、わが国の行政当局がとってきた立場は、商業銀行主義、分業主義、そして金利規制の徹底とその厳守であった。普通銀行は手形割引を中心とした短期金融に専業し、証券、信託など高リスクの長期金融との区分を明確にすること、また公定歩合を中心として金融当局が金利体系の政策的規制を図ることが、銀行経営の健全性を保証し、最終的に預金者保護に繋がるという考え方であった。

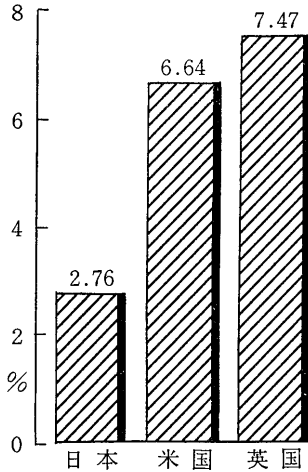
しかし、わが国銀行の業務区分は、建前上はともかく、実質的には長短分離の原則の例にみられるように過去なしくずし的に崩れてきている。最近では、信託、証券分野とのいわゆる垣根論争を通じて、それら分野との間の境界も次第に曖昧となり、有名無実化する傾向にある。更にまた、金融自由化の加速化する中で、規制金利から自由金利への動きは今や大口預金金利を経て、最終段階である小口預金金利へと向かう段階にある。以上のような金融環境の激変によって、銀行の健全性に対する金融当局の考え方は根本的な見直しを迫られた。その際とくに、80年代以降、世界的な傾向として目立ち始めた自己資本比率指導の強化への動きが、わが国金融当局にとっても、銀行経営の健全性を確保し維持していく上での政策指針と

して無視できないものとなっている。日本が金融の自由化、国際化をすすめる上で、この自己資本比率の指導強化は避けておれない途なのである。

前述の通り、わが国の銀行の自己資本比率に関しては、欧米の銀行から「日本は自己資本比率の規制が緩いので、その分薄利多売をしている」として非難の声があがっている<sup>4)</sup>。海外での預金量をめぐる順位争いにみられるような邦銀の過当競争の体質も、自己資本充実のための負担の軽いことが原因となっているという批判である。現在、邦銀の自己資本比率は、昭和62年3月期の都市銀行を中心にみても、有価証券等の含み益を加算しなければ、僅か3%前後の水準にすぎない。この比率は、欧米の大手銀行が軒並み6%の水準を超えている点からすればきわめて低い数字である(図2-1参照)。

近年の世界的な自己資本規制や指導強化の動きの中で、わが国も昭和60年6月の金融制度調査会による答申を受けて金融制度の抜本的な見直しにはいった<sup>5)</sup>。この答申は、わが国の金融自由化のすすめ方とその環境整備についての基本的な考え方を審議したものであり、とくに金融自由化に対応して信用秩序維持のための対応策を整備することが最も重要な課題として位置づけられた。答申では、「今後の金融自由化の進展に伴い、金融機関が、利鞘の縮小を補填するため高収益ながらリスクの高い貸出を行ったり、金利変動等により不測の損失を被るといった可能性が増大すると予想される。このようなリスクの増大を金融機関自らの責任において負担する

図2-1 自己資本比率の国際比較  
(米国基準に統一した場合)



(注) 日本…都銀13行平均, 86年3月末  
 米国…上位10行, 85年末  
 英国…4大商銀, 85年末  
 (第一勧業銀行調べ)  
 (出所) 日本経済新聞, 昭和62年8月17日

能力を高め、預金者保護を図るという観点からも自己資本の充実が必要である」として、経営諸比率とりわけ自己資本比率を中心とした行政指導の重視性が指摘された。自己資本こそ金融機関の支払能力に対する信用の最終的な拠り所であった。従って、「自己資本の機能を重視していくことは、個別金融機関さらには金融組織全体に対する信託を維持していくことにも寄与する」と見なされたのである。

以上の金融制度調査会の提言をうけ、経営諸比率の見直しがすすめられた結果、昭和61年5月、邦銀の自己資本比率について、とくにその基準算式、目標値に関する大蔵省通達が出された。大蔵省基準に従えば、自己資本比率の本則基準による目標値は、金融機関の実態や諸外国の実状等を勘案したうえ4%以上とし、目標達成年度は65年とされた。なお、海外に支店をもち国際業務を営む金融機関については、有価証券の含み益（時価と簿価の差額）の自己資本算入率を70%として、6%以上という高い目標値

表2-1 都銀13行の自己資本比率（62年度より適用）が補則基準として追加設定されている<sup>①</sup>。  
（%, 62年3月期）

	①	②
第一勸銀	2.87	9.66
住友	3.11	9.09
富士	3.31	9.70
三菱	3.22	11.39
三和	3.02	9.36
東海	2.92	9.70
三井	2.97	10.94
太陽神戸	2.77	9.00
協和	2.81	10.61
大和	3.59	10.82
埼玉	3.09	8.84
拓銀	2.59	8.73
東銀	3.53	9.19

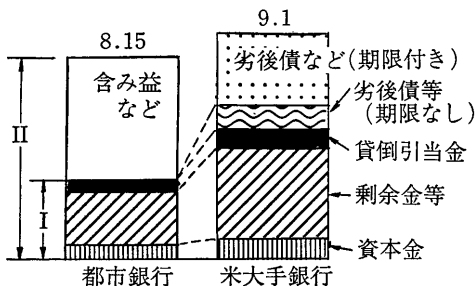
大蔵省基準に対し、日本の金融機関各  
行の自己資本比率は既述のようにはるか  
低水準にある。表2-1は、昭和62年3  
月期の都銀13行の自己資本比率を示した  
ものである。各行とも株式の含み益を70  
%加算する補則基準では8~11%と条件  
を満たしているが、本則基準では3%前  
後にとどまっている。補則基準が6%台  
を大幅に上回ったのは、株式市場の未曾  
有の活況によるものであり、その結果と  
しての株高によって株式含み益が大幅に  
膨らんだことに起因している。図2-2

① 有価証券含み益を算入せず(本則基準)  
② 有価証券含み益7割を算入(補則基準)  
(出所) 日本経済新聞、昭和62年7月14日



には邦銀と米大手銀行との自己資本比率の構造的な相違が示されている。図から明らかなように、邦銀の自己資本比率は含み益に大きく依存する体質になっている。

図 2-2 自己資本比率の比較 (%)



(注) ①自己資本比率Ⅰは日本が大蔵省通達本則、米国が1次資本比率、②自己資本比率Ⅱは日本が通達補則による比率、米国が総資本比率、③都市銀行は86年3月末、13行平均、米大手銀行は85年末、代表的な銀行

(出所) 日本経済新聞、昭和62年4月16日

膨大な有価証券含み益に支えられた自己資本比率は、邦銀の経営体質と信用慣行を典型的に特徴づけるものである。とくに、この含み益が、過去、大型倒産に伴う問題債権の処理等に際して、強力なショック・アブソーバーとなり、わが国の銀行経営の健全性にとって大きな意義を有したことは紛れもない事実であった。更に、含み益に支えられた邦銀の自己資本体質は、わが国の金融制度の歴史的背景と伝統的な信用秩序を反映したものであった。従って、それは一概に否定的に論ぜられるものではない。しかし、それにも拘わらず、邦銀の自己資本比率の本則基準は国際基準からみるとき余りに低く、大きく掛離れたものであることもまた事実である。「含み益」はあくまで「含み」であり、それに支えられた信用ルールは、金融の自由化・国際化という流れの中では、基準の国際的な統一という観点からもはや許容され得ない。

国際金融摩擦はいまや市場開放の段階から、各国銀行間の競争条件の均等化そして銀行経営の健全性へとその焦点を移している。各国の銀行監督当局が自己資本比率指導の強化策を相次いで打ち出す中で、昭和62年1月、米英の銀行監督当局は自己資本比率規制に関する米英合意提案を公表した<sup>7)</sup>。同時にそこで示された「自己資本の定義および自己資本比率規制の

国際金融摩擦はいまや市場開放の段階から、各国銀行間の競争条件の均等化そして銀行経営の健全性へとその焦点を移している。各国の銀行監督当局が自己資本比率指導の強化策を相次いで打ち出す中で、昭和62年1月、米英の銀行監督当局は自己資本比率規制に関する米英合意提案を公表した<sup>7)</sup>。同時にそこで示された「自己資本の定義および自己資本比率規制の

方法」に関して、広くパブリック・コメントを求め、併せて各国の同調をも要請した。米英合意の背景にあるのは、金融の自由化・国際化の急ピッチの進展の一方で、累積債務国問題に象徴されるような各国金融機関の経営上のリスクが増大し、金融システムの安定性や信用秩序の維持がますます重要視されたことである。しかし、そのような表向きの理由に加えて、日本の金融機関のオーバー・プレゼンスに対する欧米諸国の批判がその裏側にあることも見逃せない。実際、「銀行経営の健全性維持とフェアな国際間競争の実現」という大義名分によって、自己資本比率に共通のルールを適用しようとする米英の主張の背後には、「日本の銀行の対外活動を抑制しようとする、金融摩擦問題そのものが絡んでいる」（神谷全銀協会長）こともまた確かな事実であった<sup>8)</sup>。

米英両国の共同提案はリスク・アセット・レシオ（危険資産比率）の導入を骨子とし、この尺度によって自己資本比率規制を課そうとするものである。具体的には、①「一次資本（primary capital）」の定義、②各資産項目に対するリスク・ウェイトの設定、そして③オフバランス取引のリスク・アセット・レシオへの取込み、を内容とした。しかし、この米英合意提案は、リスク・アセット・レシオという概念それ自体はもとより、有証含み益の取扱いやリスク評価など、個々の細目においても日本の国内基準とかなり異なるものであった。とくに有価証券の含み益の取扱いでは、大蔵省のガイドラインとの間には大きな隔たりがあった。わが国金融界にとっても「各国の特殊性を無視したまま規制の同一化を図ろう」とする米英案は容易に追従し難いものであった。米英合意案への同調と国際的な統一基準案づくりへの参加要請に対して、昭和62年1月、全国銀行協会連合会（全銀協）は日本の銀行を代表して米FRB（連邦準備制度理事会）および英BOE（英国イングランド銀行）に対しパブリック・コメントを提出、その中で自己資本比率の国際的統一化に際してはわが国金融制度の特殊事情を十分に配慮するよう強く求めた。全銀協の公式見解は、①米英案は日本の金

融システムにそぐわない面がある、②国際統一基準は各国固有の事情を考慮し、弾力的にすべき、③保有有価証券の含み益を「自己資本」とみなして比率をはじく方式が好ましい、などの諸点が柱となり、とくに有証含み益の自己資本算入を強く求める内容であった<sup>9)</sup>。

米英の銀行監督当局による自己資本規制に関する共同提案は、その後、国際決済銀行 (BIS) の中に設けられた銀行規制監督者会議(通称クック委員会)の場に引継がれ、国際統一基準づくりの検討がすすめられた。クック委員会ではすでに1982年9月以来、自己資本比率規制に関する国際的な基礎づくりのため検討を行ってきたが、今回の米英合意提案を受けて統一基準形成に向けて一步突っ込んだ作業に入り、昭和62年12月10日、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化への提言」と題する報告書を公表した<sup>10)</sup>。この国際統一基準は、今後6カ月程度のうちに、各国の銀行監督当局が国内銀行団体と一連の協議を経た後、各国の金融事情に合わせた具体的な国内規制として最終決定される予定となっている。

BISの報告書でまとめられた国際統一基準は、①自己資本比率の最終目標を8%とし、昭和67年度から実施する、②自己資本比率算定式の分母となる「資産」は危険度に応じて一部圧縮する、③分子となる自己資本額には株式含み益の45%の加算を認める、更に④債務保証などのオフバランス(簿外)資産も「資産」に加える、などの内容を盛り込んだものであった。自己資本比率算定上の懸案であった株式の含み益については、大蔵省の現行水準(70%)より大幅に圧縮されたものの、「準自己資本」として45%までを「各国固有の事情を配慮して加算」が認められることとなり一応「歓迎」すべき結果となった。しかし、BISの国際基準によれば、自己資本比率の現行規制水準(6%)を上回る結果となり、今後、目標達成のために増資か、貸付などの資産残高の圧縮が必要となるなど「邦銀にとって極めて厳しい内容」のものであった。当時、全銀協会長の神谷健一氏は、わが国金融界を代表し、BIS国際基準は「邦銀にとって達成はかなり厳しい基準

だ。達成にはこれまでのような量的拡大でなく ROA（総資産利益率）などの向上が必要になる」とコメントを寄せている<sup>11)</sup>。金融界の大筋としては、自己資本比率のこの国際統一基準によって、量の拡大による利益確保という従来の得意の経営戦略がとれなくなり、収益性の向上など経営体質の变革は免れないとの認識で一致している。これによって邦銀の国際金融戦略も新たな段階に入ったのである。

- 4) レイモンド・J・スーダー [15] 参照。
- 5) 金融制度調査会「金融自由化の進展とその環境整備」昭和60年6月5日。
- 6) 中村明雄 [12] p. 17参照。
- 7) 全銀協訳「アメリカ合衆国連邦銀行監督機関およびイングランド銀行の一次資本および自己資本充実度評価に関する合意提案」1987年1月8日。なお、米英合意提案の内容については村上 [20] が詳しい。
- 8) 神谷 [18] p.15。
- 9) 『金融財政事情』昭和62年5月18日号, p.10, また神谷 [18] p.17を参照。
- 10) BIS 規制案の内容およびそれがわが国金融界に与える影響と問題点については、『金融ビジネス』1988年5月号が詳しい。
- 11) 日本経済新聞, 昭和62年12月23日。

### 3. BIS の自己資本規制

クック委員会の報告書は、米英合意提案を受けてから約1年もの期間をかけ、各国の銀行監督当局が2国間および多国間の協議を経た後に採択された。既に述べたように、その詳細については、今後更に各国の銀行界とも協議し、また調整を重ね、各国の事情を勘案した上で最終的な指導要領としてまとめられる予定である。しかし、その基本的な骨格は各国間でほぼ合意ができ上がっている。以下では、自己資本比率規制の国際統一基準に関するクック委員会の原案についてその概要を整理してみよう（表3-1の要点参照）。

報告書は冒頭でまず、国際的な銀行システムの安定性の強化に資するため、また国際的に活動している銀行間の競争上の不平等の主要な原因を除

表3-1 BIS国際統一基準案の要点

1. 規制の対象	国際業務に携わる銀行／連結ベースでの規制
2. 自己資本の構成	基本的項目(Core Capital)と補完的項目(Core Capitalと同額まで自己資本算入) * 基本的項目は、株式および準備金 * 補完的項目は、貸倒引当金や有証含み益、永久債など
3. 有証含み益の取扱い	その45%までを補完的項目として算入
4. 一般引当金又は貸倒引当金の取扱い	自己資本に算入しうる整合性ある定義をタック委員会が提案し、合意することを目指す
5. 他の銀行の資金調達手段(株式等)の保有分の取扱い	他の銀行の株式等の保有分は自己資本から控除しない 但し、①各国の監督当局の裁量に委ねる ②持合いによる自己資本の人為的な膨張は認めない
6. リスク・アセット・レシオ方式	自己資本比率算定に際し、分母にオフバランス資産を加えた各種資産を相対的なリスク度に応じて分類し、ウェイト付けした加重総資産をとる。分子は上の自己資本の定義
7. リスク・ウェイト	主として相手方の相対的信用度に応じて0%、10%、20%、50%、100%の5種類のリスク・ウェイトをかける
8. オフバランス項目の取扱い	全ての項目を信用リスク相当額に換算した上で、取引相手方の区分に応じたリスク・ウェイトを適用して資産計上
9. 目標基準比率	1992年(昭和67年)末までに8%の水準を達成 但し、基本的項目4%、補完的項目4%
10. 経過措置	1990年の時点に、7.25%の中間目標基準を設定

去するために、銀行監督規制および自己資本充実度基準の国際的な統一化を図ることを目的とすると述べている。その上で、国際業務を大規模に行っている銀行を対象に自己資本の測定及び最低基準の設定についての提言を行ったのである。内容的には4つの章から成っており、初めの2つが統

一基準の枠組み，次が目標または基準値，そして最後が経過措置および実施手続きである。ここでは，とくに(1)自己資本の構成，(2)リスク・アセット・レシオ方式，そして(3)目標基準比率，の3点に留意し順次考察しよう。

#### (1) 自己資本の構成

まず，自己資本の構成では，コアとなる自己資本（基本的項目）とその他の自己資本（補完的項目）という二つの項目が分類された。コアとなる自己資本は，すべての国にとって唯一共通であり，また公表資料ですべて把握可能な「資本金および公表準備金などの資本勘定」を指し，その他の自己資本は，有証含み益，貸倒引当金，永久債，期限付劣後債，などである。すでに触れたように，日本の場合には，上の定義に示された基本的な自己資本項目の比重はきわめて小さい。むしろ，補完的項目として分類された有証含み益に大きく依存する自己資本体質となっている。先の米英共同提案では，有証含み益は市況の変動に大きく影響され，それ故に経営の健全性にとって余り当てにはならないものという理由で除外された。こうした有証含み益の取扱いについては，邦銀の自己資本体質の上からも，わが国が今回の国際基準の統一化にあたって決して譲ることのできない最大の争点であった。含み益は邦銀の「ラストリゾート」として，取引先企業の大型倒産にあたっては，しばしば償却財源として非常に有効に機能してきたし，また期間利益とは別に特別利益の計上によって利益水準の落込みを極力回避してきた実績があった<sup>123</sup>。

クック委員会による協議の過程では，「銀行の自己資本の質的向上のため，自己資本の国際的定義はコアとなる自己資本項目に極力限定すべきである」との厳しい意見も出された模様である。欧米諸国の場合，例えば，米国では銀行の株式保有は原則として禁止されているし，また英国では禁止されていないまでも実態として保有していないために，邦銀のように有

証含み益を自己資本に算入することにはかなり難色を示したといわれる<sup>18)</sup>。しかし、同委員会は最終的に、わが国などが強く主張するように、自己資本にはコア項目以外にも、「銀行の自己資本の基礎となる重要かつ正当な構成項目があり、それらは自己資本の国際的な測定制度に取り込まれてもよい」とする見解を認めた。これにより、「含み」については、「市況の変動幅、および含み益が実現した場合に課される税金を、反映させるために十分な掛目を付すことを条件」に自己資本算入への意見の一致をみたのである。

一般引当金、一般貸倒引当金についても、各国の会計制度や税制の相違により、自己資本に算入すべき性格のものかどうか、かなり厳しい意見の対立もみられたようであるが、当面、その他の自己資本に含めることで合意をみた。1990年末を目標にクック委員会で自己資本に算入しうる引当金の定義や基準について提案される予定という。この他、邦銀にとっても関心の深い「他の銀行の資金調達手段」の保有分についても、自己資本から除外するよう検討されたようであるが、100%のリスク・ウェイトを適用すること、銀行間での株式の持合いによって銀行の資本ポジションを人為的に脹らませないこと、などを条件に自己資本の枠から控除しないことを認めた。

結局、自己資本は二つに区分された上、少なくとも50%はコア項目で構成されなければならなくなり、その他の自己資本は、コアとなる自己資本と同額まで算入が認められた。なお、その他項目の中には、更に、別途算入限度を決められたものもあり、とくに、有証含み益については未実現利益の不安定性などを理由に、算入率を45%と低く抑えることで決着をみた。かくして、含み益は「実額の45%を算入対象とし、かつ基本的項目を限度とするという二重の制約」を課されたのである。

なお、以上の自己資本の構成を中心とした基本的な枠組みは、海外現法との連結ベースでの規制が対象とされている点を付言しておく。

## (2) リスク・アセット・レシオ方式

リスク・アセット・レシオ方式というのは、自己資本比率の算定に際して、分子には以上定義された自己資本をとり、分母にはオフバランス資産を加えた各種資産を相対的なリスク度に応じて分類しウェイト付けした加重総資産をとって、その比率をモノサシにしようとするものである。従来わが国は単純に自己資本を総資産で割るギアリング・レシオを採用してきたが、上の方式によれば、①銀行の国際比較が容易になる、②オフバランス取引を取込める、③ハイ・リスク資産への傾斜をチェックできる、等のメリットがあるとされた。

リスク・ウェイトに関しては、オンバランス資産については、5種類のリスク・カテゴリーを分類し、それぞれに、0%、10%、20%、50%、100%のウェイト付けをし、それを合計することになった。現金や中央銀行預け金等は0%、一般的な民間貸付は100%、個人向け住宅ローンなどは50%のリスク・ウェイトが適用された。

近年のオフバランス取引の急増が、自己資本規制への弾みをつけたことを思えば、オフバランスを考査の対象としようとする取組みはけだし当然の成行きであった。ただ、オフバランスにもオンバランス同様のリスクがかかることは確かであるが、それは取引の内容や性格によってかなり相違するであろうとの判断から、まず取引の内容・性格ごとに、取引額に掛目を乗じて信用リスク相当額を算定し、それにオンバランス資産と同様のリスク・ウェイトを適用することになった。また、オフバランスの考査に際しては、信用リスクだけでなく、国際的な銀行業務の拡大に伴うすべてのリスクを考慮すべきことも指摘された。一般的な信用供与に代わるような債務保証や手形引受の掛目は100%、即ちオンバランス資産と全く同様に取扱われる。これに対し、NIFやRUFといったコミットメントは50%の掛目で信用相当額を算出し、原契約期間1年未満の、あるいはいつでも取消し可能なコミットメントについては掛目0%、つまりオフバランスで



あっても計算上0とされた。また、スワップやオプション、外為先物など、信用リスクの算定が技術的にも非常に複雑化し難しくなっているものについては、別に、カレント・エクスポージャー方式による信用リスクの算出が提唱された。

### (3) 目標基準比率

クック委員会では以上の検討を踏まえた上で、上記の自己資本の定義に基づくリスク・アセット・レシオの目標基準比率を8%（うち、コアとなる自己資本については少なくとも4%）とし、1992年（昭和67年3月末）までに達成することを要請した。但し、「各国それぞれの事情を実践的に取扱い、かつ調整のための時間を認めるために、経過期間をもうける」として、63年度から2段階にわたって自己資本の定義をやや甘くとれる暫定措置がとられたのである<sup>14)</sup>。

12) 日経金融新聞，昭和63年3月11日。

13) 『金融財政事情』昭和63年1月18日号，p. 27。

14) BIS の経過措置，および BIS 基準原案と国内大蔵省基準との比較については，表3-2および図3-1を参照。

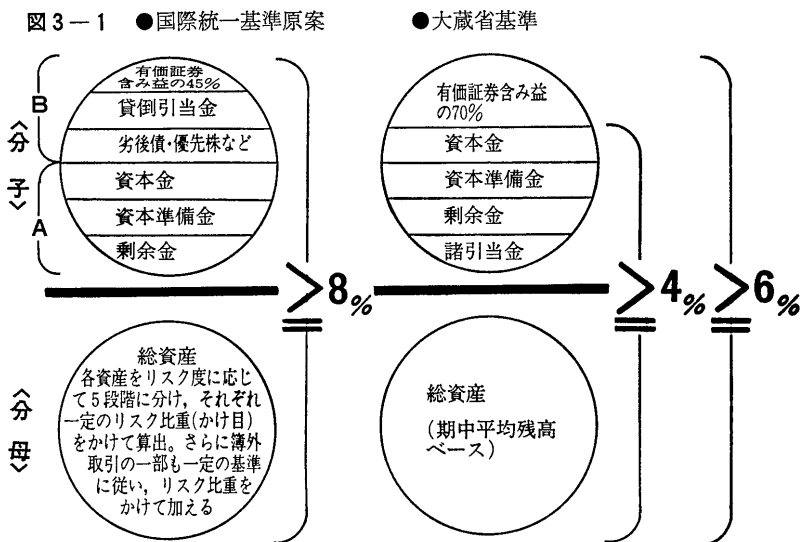
表3-2 経過措置

	当 初	1990年末	1992年末
1. 最低基準比率	1987年末時点のレベル	7.25%	8.0%
2. 算 式	コア部分+100%	コア部分+100% (3.625% $\leq$ ガイト $\leq$ 3.625% $\leq$ ガイト)	コア部分+100% (4% $\leq$ ガイト $\leq$ 4% $\leq$ ガイト)
3. その他の自己資本項目からのコアへの組入れ	全コア部分の25%まで	全コア部分の10%まで (=0.36%ガイト)	な し
4. 一般貸倒引当金のその他の自己資本項目への算入制限	無 制 限	1.5%ガイト あるいは特例として 2.0%ガイトまで	1.25%ガイト あるいは特例として一時的に 2.0%ガイトまで

5. 期限付劣後債 のその他の自己 資本項目への算 入制限	無制限（各国の 裁量）	無制限（各国の 裁量）	Tier 1の50%ま で
6. 営業権相当額 の控除	Tier 1からの控 除（各国の裁量）	Tier 1からの控 除（各国の裁量）	Tier 1からの控 除

（留意事項） 当委員会全体としては、現段階で具体的な最低基準値の設定を支持するものではない。上表の第1行に示されている数字は、この枠組を協議するための基礎資料として具体的な水準を公表することを希望する10カ国によって提案されたものである。

（出所） BIS 銀行規制監督委員会，昭和62年12月10日



注：最終目標値で67年度以降適用。Bの準自己資本額はAの狭義の自己資本と同額まで算入できる。

（出所）『日経ビジネス』1987.12.p.15。

注：「6%以上」の補則基準は62年度から適用。「4%以上」の本則基準は65年度末までに達成。

#### 4. 金融慣行・制度の変革と信用システム

##### (1) 金融慣行・制度の変革

前節でみたように、BISの統一基準原案は経過措置を認めており、90年

(昭和65年)末までに中間目標の7.25%、92年(昭和67年)末までには本則基準8%(うち、含み益等をカウントしないコア・キャピタル・ベースでは4%)の達成を要請している。これに対し、現行の国内基準では、含み益等を含めない本則基準で、昭和65年末までに4%の達成となっている。

含み益の算入が認められ、2段階の経過措置がとられたことにより、わが国の一部金融界筋には、「今回の統一基準は相当の努力は要するものの決して実現不可能ではない」との見方が広まっている<sup>15)</sup>。しかし他方で、個々の銀行ベースでみたときには、BIS規制案を相当厳しく受けとめている銀行も多い。リスク・アセットに基づく都銀の自己資本比率(昭和62年度)は、コア・キャピタル・ベースで2.5~2.75%、含み益を加えた最低基準でも5~5.5%という試算がある<sup>16)</sup>。上位行の含み益は概ね自己資本の3.6~4.3倍(昭和62年9月)といわれているが、92年末の本則基準では含み益の算入も減額されるため「92年末8%」という最低基準の達成はきわめて難しい状況と見られている。これに対し、基準達成のための邦銀の選択肢は、利益留保、資本調達および資産圧縮の3つに限定されている。しかし、以上の方法を組み合わせても、ROA(総資産利益率)や総資産の伸び率にみる邦銀の現状では、自己資本比率の向上はおろか現状維持すら難しい、という認識さえある<sup>17)</sup>。

自己資本比率の向上を目的として、62年末には、都銀上位行の増資が相次いだ<sup>18)</sup>。BIS基準達成には上位行で最底5,000億円の増資が必要という試算(日経金融新聞、昭和63年3月8日)もあり、それが今回の空前の増資ブームにもつながった。62年4月以降、増資規模の大きなもので、日本興業銀行の2,177億円、三菱、三和両行も海外での転換社債による調達を含めると、一行で1,750~1,800億円にもなるという(日本経済新聞、昭和62年8月17日)。

こうした増資ブームは、BIS規制案採択前の段階で、各国の特殊事情を規制案に含めるか否かについて厳しい意見対立があり、邦銀としても自己

資本充実への意欲を世界にアピールする必要があったためと見られる。しかし、近年の金融摩擦の激化の中で、米国の格付け機関による邦銀の格下げ決定が、ちょうど邦銀の増資決定と相前後する形で下されたことも見逃すべきではない。62年8月25日、米国の有力格付け機関ムーディーズ社は、三和銀行、日本長期信用銀行、東京銀行、三菱信託銀行の邦銀4行に対し「金融自由化・証券化に伴うリスクの増大に対して備えが不十分である」として長期債の格付けを引き下げることが決定した。また他にも、第一勧銀、興銀など別に邦銀4行を格下げ候補にすると発表した。いずれの場合も、邦銀が米欧の銀行に比し自己資本の手薄なこと、また邦銀特有の株式含み益の過大評価が問題視されたのである<sup>19)</sup>。

邦銀にとって格付けの低下による当面の影響は、海外の資金調達、米銀との短期の資金取引、それに米国地方自治体の起債に対する保証業務であるが、実際にはそれほど大きな影響は出ないというのが大方の見方である（日本経済新聞、62年8月26日）。しかし、この格下げという事態は、邦銀に対してただ資金調達コストの上昇という直接的な影響のみを投げかけているのではない。重要なのは、そのような個別的、具体的影響よりも、むしろそれらを規定する信用システム全体に問題が及んでいることである。

わが国の金融システムの中核に位置しているのは銀行である。戦後、経済復興の過程で極端な資金不足に陥っていた産業界に対し、銀行は絶えず安定的な資金供給機関であることを要請されてきた。低利でかつ安定的な資金供給が保証されることによって、戦後の日本の経済発展と高度成長が実現可能となった。戦後の金融体制というのは、まず銀行のそういった経済的かつ社会的役割を十分自覚した上で再編され、基礎固めがなされたのである。しかし、産業界に対する安定的な資金供給という銀行の基本的使命が完遂されるためには、何よりも金融システムに対する社会的な信認が不可欠の前提条件であった。即ち、金融制度の安定性を如何に確保するかという問題である。戦前の金融恐慌の例を引くまでもなく、銀行倒産や取

付け等の信用不安が発生したのでは、金融制度に対する社会的信頼は著しく損われる。それは、貯蓄から銀行預金へという資金ルートの遮断だけでなく、産業界に対する安定的な資金供給の途が閉ざれることでもあった。戦後、わが国金融当局が安定的な金融制度の仕組みを構築することにかんがりの精力を傾注したのも、信用秩序の維持を最大限確保するという政策的課題から至極当然の結果であった。

信用秩序維持のための規制・慣行としては、バランス・シート規制や各種競争制限規制、銀行審査・検査制度、それに預金保険制度・中央銀行の最後の貸し手機能といった事後的なセーフティネットがあげられる。これに対して、日本銀行の鈴木淑夫氏によれば、日本の信用システムの特徴はこういった制度的な枠組みそのものよりも、「信用秩序を維持するための金融慣行やセーフティネットの実際の行政的運営」にあるとされ、その主なものとして、有担原則、銀行の参入・退出制限、金融機関監督制度の3つが指摘された<sup>20)</sup>。

有担原則は、昭和初めの金融恐慌の経験を踏まえて民間金融機関により自発的に確立されたものといわれている。金融恐慌後、民間金融機関はコール協定を結び、この中でコール取引における国債担保を申し合わせた。また社債浄化運動の中で社債発行における有担原則も確立をみた。この有担原則の確立以前では、わが国では一流債など無担保が通常であったといわれる。1904年の担保付社債信託法の制定などはむしろ外債の発行を目的としたもので、今日とは全く反対に、国内では無担保が主流、欧米の方がむしろ担保付を原則としたとされる<sup>21)</sup>。

以上のような有担原則も近年の金融の自由化・国際化の流れの中で大きな変容を迫られることとなった。銀行貸出の有担保比率の低下、海外での起債は勿論、国内の長期債の無担保発行基準の大幅な緩和、コール取引やCP市場の無担保化など、いまや有担原則という伝統的な金融慣行は大きく揺れ動いている。1985年4月には民間格付け機関も設立され、また最近

では社債発行市場の一層の自由化に資するため、社債発行の適債基準を格付け制度に一本化しようとする動きも目立っている。有担原則の後退とともに、いまや無担保化への動きが大勢となりつつある。その中で新しい金融システムに対応した信用秩序維持のため、欧米流の格付け制度が急速に普及しようとしているのである。

次に、銀行の参入・退出制限というのは、外銀の参入は別として、銀行の新規設立や倒産すらも認めないという行政運営のことである。戦後、わが国の金融制度は、銀行の倒産件数は皆無であるなど、無類の安定性を保ってきた。それは、金利規制や分業規制などを通じて金融機関相互の競争を回避し協調体制を築くことによって、業種、規模の別なくすべての金融機関の共存を保証しようとしたいわゆる「護送船団方式」の結果であった。

しかし、金融自由化の進展に伴う信用秩序のあり方を審議した昭和60年5月の金制調答申では、個々の金融機関の健全性を確保するため、「各金融機関が主体的な経営判断により自らの特性を発揮しつつ、金融環境の変化に前向きに対応する」(傍点筆者) ことの必要が説かれ、金融機関の自己責任原則が強調された。「護送船団方式」の中では、預金金利や業務分野に対する行政規制と根強い中央集権志向によっていわゆる横並び主義の下での信用秩序維持の仕組みが構築されてきた。しかし、金融自由化・国際化の急展開とそれに伴う経営リスクの増大に対処するためには、従来の閉鎖的な信用秩序システムでは明らかに限界があった。それは、新しい金融環境に対して有効かつ弾力的に対応しえなくなっている。以上の状況を踏まえて、先の金制調答申は金融機関の自己責任原則を根幹とする信用秩序維持システムの考え方へと転換したのである。

新しい信用システムは、経営行動の自主責任とそれに対する監視機構の整備を前面に打ち出している。バランス・シート規制、ディスクロージャー、検査体制の拡充(とくに内部検査体制の確立)、それに合併・提携の活用などはそのための不可欠の要件として答申に盛り込まれた。しかし、この答

申がとくに強調したのは、「自由化に伴うリスクの増大を金融機関自らの責任において負担する能力を高める見地から、自己資本の充実が必要」になるということであった。金融機関の支払能力に対する信用の最終的な拠り所となるのは結局自己資本であり、自己資本の機能を重視することの必要が強調されたのである。

最後に、監督・検査制度については、金制調答申においてもその拡充に言及している。わが国において中央集権志向の強いこの制度が重きをなしているのは、「自己資本比率規制のような陽表的な規制にはどうしても限界があり、最終的にはミクロ的な資産内容の査定によるしか経営の健全性はチェックしにくい」ためとされる。しかし、同答申は、検査制度の拡充に加えて、経営諸比率の規制やディスクロージャーの強化についても多くを言及した。金融機関の自主性、自律性が強調される一方で、経営の自己責任に対する社会的、客観的な監視の目と、そのための制度的な環境整備の必要が説かれたのである。

日本の金融システムの基礎をなす信用秩序維持システムはいまや大きな変容を迫られている。変革の方向と新しい信用システムの内容・性格をみると、そこには旧来の日本型の金融慣行や金融システムが、国際的な金融システムに急速に平準化していく姿をみてとることができる。しかし、自己資本規制の国際統一化を目指すクック委員会の協議の場で、わが国が日本の特殊事情として BIS 規制への算入を強く主張した有証含み益や担保の取扱い、それに銀行間の株式持合いなどは、いずれも日本の伝統的な金融慣行・システムを象徴するものとして容易に変更し難いものであった。それ故にこそ、協議にはかなりの時間を要し、実際の会議の雰囲気はきわめて厳しいものであったと伝えられている。しかし、金融の自由化・国際化の抗し難い大勢の中では、そのような規制力の強い特殊金融慣行といえども結局は国際的ルールへの同化を免がれることはできない。各国の金融市場が互いの障壁や国境を超えて結び付き一体化を進める過程では、各国

の金融慣行、制度は、その規制力が強固であればあるほど、結局は環境にそぐわない非効率なものとして払拭されざるをえないのである。

## (2) 信用システムにおける市場的規制と組織的規制

日本の信用システムが強くその平準化を求められている国際的なルールは、市場的規制もしくは市場の取引ルールである。このルールにあっては、まず競争原理が十分に働くことが大前提である。また個々の取引内容も契約的に明文化されることが必要である。取引に伴う交換過程にはしばしば曖昧性や恣意性が附随しがちである。更に、取引が本質的に不確実性下の意思決定を媒介にしたものである点にも注意を要する。取引の事後的な結果については確定的なことは何もいえない。従って、信用を保証する最終的な決め手はしばしば根拠に乏しくかつ主観的である。そこで、取引全体に関わる内容を明示化し客観的・合理的判断に晒すことが、市場システムの枠組みの中では、信用秩序の維持を図る上での前提条件であった。合理性と客観性は、市場的規制の下での信用システムに公式の信認を与える必須の要件に他ならない。

金融機関の経営の健全性や信用状態は、本質的には個々の経営状況や毎期の業績を通じて判断される。業績評価こそ信用の最終的な拠り所である。市場のルールの中では、信用秩序維持を保証しまた促進する主要装置は契約概念であり競争原理である。契約概念は主観や恣意を排除し合理的な評価の基礎を約束する。また競争原理は外部評価の客観性と妥当性を保証する。かくして、契約と競争は、それが信用判断の根拠となる経営数値に合理性と客観性を付与するという意味で信用システムの中核的概念なのである。信用というのはそれ自体一つの情報である。市場はそのような信用という情報を伝達し、また蓄積するための制度的仕組みである。そして、そのような市場の働きを促進する理論的基盤が契約概念であり競争原理であった。



市場が情報配分を効率的に行うことができればできるほど、信用秩序維持の確度も高まると考えられる。こういった市場の働きを確保するためには、取引参加者全員への情報の広範かつ継続的な開示・伝達が不可欠である。市場的規制の中では、理論的には契約と競争という概念装置がそのような取引参加者間への情報の伝達・開示を保証した。しかし、現実の市場の働きはそのような信用システムを常に有効に機能させた訳ではない。市場は、システムそれ自体の秩序にその機能を委ねたままでは必ずしも信用情報を公平かつ公正に伝達する制度的仕組みとはなり得なかった。信用情報は本質的に市場メカニズムには馴染みにくかったといえる。従って、業績主義や収益能力を前提とする市場のルールの下では、契約と競争という枠組みを有効に働かせるために様々な人為的規制やルールの導入が必要であった。欧米（とくに米国）にみられるディスクロージャー制度や格付け制度の発展・普及はその要請に沿う必然的な結果といえる。それらは市場の原理を通じて陽表的な信用規制が遂行される上での必須の制度であった。また信用が本来もつ曖昧性を除去し、それを客観化、合理化して社会的信認を得る上での不可欠の制度であった。

以上の欧米（とくに米国）のシステムと対比するとき、わが国の金融システムは組織的規制ないし組織的取引ルールに重点をおいたシステムとみなされる。ここでは、契約と競争に代わって、合意と協調という概念が中核を占める。信用についての合意を得、その合意を維持するための協調的努力が問題となる。しかし、合意と協調に支えられた信用システムは信用の客観性、合理性を何ら保証しない。ここでは、ただ信用についての不合理な合意と協調があるにすぎない。合意はそのための協調行動が崩れれば直ちに消滅する。ここでの信用システムを維持するためには、合意を維持し正当化する組織的努力が不可欠となる。

市場ルールにおける概念的枠組みの中では、取引における曖昧性や恣意性はしばしば対立と係争の原因であった。契約と競争を確保する制度的仕

組みを導入することによって、それは効果的に抑制され、信用秩序の維持が図られた。しかし、合意と協調に基づくシステムの下では、組織間関係を維持することが、即信用秩序の維持に繋がる。

組織的規制においては、長期的かつ人的な関係が中心である。短期的な効率志向や合理性は第一義的な意味をもたず、むしろ組織間関係の効果的な持続のための信頼関係の維持が重視される。このため、組織間に対立やズレを生じさせないような補完的な仕組み・慣行がしばしば採用された。それは、信用秩序の維持のためにも有用であった。例えば、スラック資源のような一種の緩衝機構を準備することが、組織的な取引ルールの中で信頼関係を維持するための重要な慣行と考えられた。日本的な有担原則や含み益、それに銀行間の株式持合いなどはその典型的な例であろう。短期的な業績主義の観点からは多少問題があっても、長期的に信用秩序を損ねないシステムを構築する点でそれらの慣行は有効に機能したといえる。

自己資本規制の国際統一化をめぐる様々な論議の中で、国際基準への積極的な適応を説く議論がある一方、それに対する批判・異論もまた多い。例えば、自己資本比率規制が銀行経営の健全化にとり果たして効果的か否かという議論がある<sup>22)</sup>。クック委員会の報告書も述べているように、確かに自己資本比率規制だけで信用秩序の維持を図ることはできない。今回の自己資本規制の国際的な論議の焦点は、表面的にはなるほど自己資本の定義や水準であり、また算定方式であった。しかし、問題の本質は単に自己資本の規模やその比率の如何にあるのではない。そこでは、金融自由化・国際化の急激な進展に対応して、自己資本比率規制を焦点とした国際的な信用秩序ルールのあり方がむしろ問われているのである。

15) 日本経済新聞，昭和62年12月11日。

16) 日経金融新聞，昭和63年3月8日。

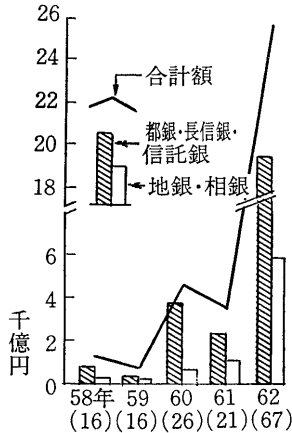
17) 芹澤 [13] p. 19。

18) 金融機関の最近のファイナンス状況については図4-1（次頁）を参照。

19) 日本経済新聞，昭和62年8月26日。

- 20) 鈴木 [2] pp. 157~160参照。
- 21) 中村孝俊 [3] pp. 125~126参照。
- 22) 例えば、斎藤章二 [16] および [17]。

図 4-1 金融機関のファイ  
ナンス状況  
(カッコ内は件数)



(出所) 日経金融新聞、昭和63年3月7日

#### 参 考 文 献

- [1] 斎藤精一郎『ゼミナール 現代金融入門』日本経済新聞社、昭和63年1月。
- [2] 鈴木淑夫『世界の中の日本経済と金融』東洋経済新報社、昭和62年11月。
- [3] 中村孝俊『「金融革命」とは何か』大月書店、1985年12月。
- [4] 日本銀行金融研究所『わが国の金融制度』日本信用調査、1986年。
- [5] 経済企画庁総合計画局編『金融の国際化・自由化』大蔵省印刷局、昭和62年8月。
- [6] 川口慎二・三木谷良一編『銀行論』有斐閣、昭和61年12月。
- [7] 田辺敏憲『アメリカの金融機関経営』東洋経済新報社、昭和60年6月。
- [8] 首藤恵・高橋俊治『現代の企業金融と金融システム』有斐閣、昭和61年12月。
- [9] 金融制度調査会答申「金融自由化の進展とその環境整備」昭和60年6月5日。

- [10] BIS 銀行規制監督委員会（日本銀行・仮訳）「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化への提言」1987年12月。
- [11] 横内龍三「金融環境の変化と金融機関経営をめぐる諸問題」『金融』1987年9月号。
- [12] 中村明雄「金融自由化の進展と今後の課題」『財政金融統計月報』第416号，1986年12月号。
- [13] 芹澤正「自己資本比率の国際統一基準と銀行の対応」『金融財政事情』昭和63年1月18日号。
- [14] 岩崎敬介「欧米の銀行 自己資本充実に『劣後債』を活用」日本経済新聞「経済教室」昭和60年10月30日。
- [15] レイモンド・J・スーダー「自己資本比率規制共同提案を具体化せよ」『金融財政事情』昭和62年4月6日号。
- [16] 斎藤章二「銀行自己資本比率の意義を再考する」『金融財政事情』昭和62年8月17日号。
- [17] ———「銀行経営 自己資本充実で健全化」日本経済新聞「経済教室」昭和62年7月24日。
- [18] 神谷健一「現下の国際金融上の諸問題について」『経済情報』臨時増刊（三井銀行）1987年7月。
- [19] 原田和明「日米金融機関の『実力度』比較」『日経ファイナンシャル'88』日本経済新聞社，昭和62年12月。
- [20] 村上堯「自己資本比率指導に関する米・英合意提案について」『金融』1987年3月号。

（付記） 本稿を作成するに当たり，成城大学経済学部教授・村本孜氏より資料提供をはじめ多くの御配慮をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

なお，本稿は昭和63年度成城大学特別研究助成に基づく共同研究「経営の国際比較とその方法に関する研究」における研究成果の一部を成すものである。